## 平成18年度

整査項目 財務の租店からの経営諸匠について (将来に向けた維持管理負担金の低減について) 流域下永道事業への維持管理負担金の文出について (将来に向けた維持管理負担金の低減について) 医 分	監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
提案項目  流域下水道事業への維持管理負担金の支出について(将来に向けた維持管理負担金の致滅について)  展案事項  成域下水道事業への維持管理負担金の支出について(将来に向けた維持管理負担金の致滅について)  区 分		
度条事項		流域下水道事業への維持管理負担金の支出について(将来に向けた維持管理負担金
提案内容 (概要)  流域下水道事業の維持管理費の負担金の縮減計画等を監視し、公共下水道事業の主要なコストののとつである維持管理負担金を適正化する努力を、下水道経営者に強く求めるものである。  基準単価の適正化については、平成18年度の包括外部監査の経緯から、平成19年度の「平成20年度東京都予算編成に対する市長会要望」で単価の見直し等の要望を行ってきた。 その後の東京都の経営計画では、「市団サとの速機強化」が取扱みと間可けられた事実が都を登出状況についての説明会などの情報を強会が開催されるようになり、実練単価と基準単価とのかい離や余剰金の状況、また、東京都のコスト削減に向けた取り組みを市市は、維持管理費金の設正化に向けて、東京都に対して「コスト削減などの経営労力」を市長会を通じて要望を行っており、27年度に開催された管事業経営計画2016」で示され、現状管理事務の次期経営計画である。現本を推発のでは、東京都の次期経営計画である。現立を推算を対象とした情報交換では、東京衛の表が設に向けた取組みなど経営改善を図っていく方針について、市町村全体で確認を行ってきた。今後も、維持管理負担金の強正化に向けた取組みをが認め、現在の基準単位のである。とか、規持管理負担金の適正化に向けた取組みをが認めたできるように、意見交換金を通じて要望を行うなど、維持管理負担金の適正化に向けた取組みを推続的に行っていく。 措置時期 不妨環部下水道課  監査写し ア水道事業における事務の執行及び事業の管理について 監査項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 建業項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 建業項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) を集まの容(概要) 東京都の流域下水道への編入等の動向を加味し、今後の使用可能性について再検 対されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないには 選率項 図	提案事項	
世	区分	□ 指摘 ☑ 意見
度の「平成20年度東京都予算編成に対する市長会要望」で単価の見直し等の要望を行ってきた。その後の東京都の経営計画では、「市町村との連携強化」が取組みに掲げられ、東京都の経営が混についての説明会などの情報交換会が開催されるようになり、実限単価とのかい離や会血の状況。また、東京都のコスト削減に向けて、東京部の経営情報を基金の状況に対するよう。とが出来るようになった。その後も本市は、維持管理負担金の適正化に向けて、東京部に対して「コスト削減などの経営努力」を市長会を通じて要望を行っており、27年度に開催された管理機定計画で161。で示され、現状基準側を超える状況に対し、現在の基準を図っていく方針について、市町村全体で確認を行っており、27年にの基準を図っていく方針について、市町村全体で確認を行ってまた。と後見交換会を通じて要望を行うなど、維持管理負担金の適正化に向けた取組みなど経営改善を図っていく方後も、維持管理負担金の縮減に向けた取組みなど経営改善を図っていく方後の大きに、変見交換会を通じて要望を行うなど、維持管理負担金の適正化に向けた取組みを継続的に行っていく。要望を行うなど、維持管理負担金の適正化に向けた取組みを継続的に行っていく。  措置時期 平成28年2月15日 所管部課 下水道事業における事務の執行及び事業の管理について 歴査項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 「大道事業における事務の執行及び事業の管理について 「大道事業における事務の執行及び事業の管理について 「大道事業における事務の執行及び事業の管理について 「大道事業における事務の執行及び事業の管理について 「大道事業における事務の執行及び財政負担等について) 「大道事業における事務の執行及び財政負担等について) 「大道事業において、「高度処理施設用」をは、大道を対した。とととなた場合に備えまい、中成24年3月29日国土交通省に当時用地にが収済を再度に対しまることを表さら、平成24年3月30日で補助金制でも対しまが、上のでは対しまで、対しまに対しまいであり、関係官庁と協議し、平成24年3月30日で補助金制を発行しまた。また、東京都について多月的防災拠点に位置付けられ、災害時に必要な設備を行い、降くする応急給水拠点との複合機能を備かするに必要な設備を行い、「保護する応急給水拠点との複合機能を備かずる応急給水拠点としての拠点整備を行い、「保護する応急給水拠点との複合機を確定を備と変めることとし、平成27年度には、防災倉庫の建築及びマンホールトイレの整備を行う。		主要なコストのひとつである維持管理負担金を適正化する努力を、下水道経営者に
所管部課 水循環部下水道課  監査テーマ 下水道事業における事務の執行及び事業の管理について  監査項目 下水道事業の財産管理について 提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について)  遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について)  区 分 □ 指 摘 ☑ 意 見  東京都の流域下水道への編入等の動向を加味し、今後の使用可能性について再検討されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないしは売却することとなった場合に備えて、補助金の返還等の問題を事前に関係官庁と協議しておく必要があるものと考えられる。  多摩川・荒川等流域別下水道総合計画(流総計画)の改定により高度処理施設用地は不要となった。このため、関係官庁と協議し、平成24年3月29日国土交通省に当該用地に防災機能を付加することなどを条件に財産処分(譲渡一無償)報告書が受理された。また、東京都についても、平成27年3月30日付で補助金相当額の納付を件わずに財産処分することが承諾された。高度処理用地は平成25年度に八王子市地域防災計画において多目的防災拠点に位置付けられ、災害時に必要な設備と活用方法が確定した。主にマンホールトイレの設置及び物資配送拠点としての拠点整備を行い、隣接する応急給水拠点との複合機能を備えた整備に努めることとし、平成27年度には、防災倉庫の建築及びマンホールトイレの整備を行う。  措置時期 平成27年3月30日	措置内容	度の「平成20年度東京都予算編成に対する市長会要望」で単価の見直し等の要望を行ってきた。 その後の東京都の経営計画では、「市町村との連携強化」が取組みに掲げられ、東京都の経営状況についての説明会などの情報交換会が開催されるようになり、実績単価と基準単価とのかい離や余剰金の状況、また、東京都のコスト削減に向けた取組みを市町村全体で確認することが出来るようになった。 その後も本市は、維持管理負担金の適正化に向けて、東京都に対して「コスト削減などの経営努力」を市長会を通じて要望を行っており、27年度に開催された管理職を対象とした情報交換会では、東京都の次期経営計画である「東京都下水道事業経営計画2016」で示され、現状基準単価を超える状況に対し、現在の基準単価38円/㎡を維持できるよう、維持管理費を縮減に向けた取組みなど経営改善を図っていく方針について、市町村全体で確認を行ってきた。 今後も、維持管理負担金の縮減に向けた取組みを市町村全体で確認できるように、意見交換会を通じて要望を行うなど、維持管理負担金の適正化に向けた取組み
監査	措置時期	平成28年2月15日
監査項目 下水道事業の財産管理について 提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 提案事項 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 区 分	所管部課	水循環部下水道課
監査項目 下水道事業の財産管理について 提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 提案事項 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 区 分	FI -la -s	
提案項目 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 提案事項 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 区 分		
提案事項 遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について) 区 分		
区 分		遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について)
東京都の流域下水道への編入等の動向を加味し、今後の使用可能性について再検討されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないしは売却することとなった場合に備えて、補助金の返還等の問題を事前に関係官庁と協議しておく必要があるものと考えられる。    ****	提案事項	遊休資産について(高度処理用地の使用状況及び財政負担等について)
提案内容 (概要) 討されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないしは 売却することとなった場合に備えて、補助金の返還等の問題を事前に関係官庁と協議しておく必要があるものと考えられる。  多摩川・荒川等流域別下水道総合計画(流総計画)の改定により高度処理施設用地は不要となった。このため、関係官庁と協議し、平成24年3月29日国土交通省に当該用地に防災機能を付加することなどを条件に財産処分(譲渡―無償)報告書が受理された。また、東京都についても、平成27年3月30日付で補助金相当額の納付を伴わずに財産処分することが承諾された。 高度処理用地は平成25年度に八王子市地域防災計画において多目的防災拠点に位置付けられ、災害時に必要な設備と活用方法が確定した。主にマンホールトイレの設置及び物資配送拠点としての拠点整備を行い、隣接する応急給水拠点との複合機能を備えた整備に努めることとし、平成27年度には、防災倉庫の建築及びマンホールトイレの整備を行う。  措置時期 平成27年3月30日	区分	
地は不要となった。このため、関係官庁と協議し、平成24年3月29日国土交通省に当該用地に防災機能を付加することなどを条件に財産処分(譲渡―無償)報告書が受理された。また、東京都についても、平成27年3月30日付で補助金相当額の納付を伴わずに財産処分することが承諾された。高度処理用地は平成25年度に八王子市地域防災計画において多目的防災拠点に位置付けられ、災害時に必要な設備と活用方法が確定した。主にマンホールトイレの設置及び物資配送拠点としての拠点整備を行い、隣接する応急給水拠点との複合機能を備えた整備に努めることとし、平成27年度には、防災倉庫の建築及びマンホールトイレの整備を行う。  措置時期 平成27年3月30日		討されるよう要望する。また、仮に使用見込がなくなり、他の用途に転用ないしは 売却することとなった場合に備えて、補助金の返還等の問題を事前に関係官庁と協
	措置内容	地は不要となった。このため、関係官庁と協議し、平成24年3月29日国土交通省に当該用地に防災機能を付加することなどを条件に財産処分(譲渡―無償)報告書が受理された。また、東京都についても、平成27年3月30日付で補助金相当額の納付を伴わずに財産処分することが承諾された。 高度処理用地は平成25年度に八王子市地域防災計画において多目的防災拠点に位置付けられ、災害時に必要な設備と活用方法が確定した。主にマンホールトイレの設置及び物資配送拠点としての拠点整備を行い、隣接する応急給水拠点との複合機能を備えた整備に努めることとし、平成27年度には、防災倉庫の建築及びマンホー
所管部課 水循環部水再生施設課	- 措置時期	平成27年3月30日
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(1) 自転車駐車場の整備状況について
提案項目	視察の結果について
提案事項	八王子駅北口駅前駐輪帯の設置状況について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	当該施設の建設整備はほぼ市が負担しているため、センターは外部からの借り入れを行っていないものと考えられる。いずれにしろ、償還財源の必要はないものであり、少なくとも当該剰余金は当初からセンターの余剰金となることが予定されているものと判断される。市としてはこのような収支計画を認めているが、償還期間については、財団法人であるセンターの、公益法人としての性格を考慮するときに、再考の余地があるものと考えるべきである。収支見通しは保守的でありすぎるようにも感じられるため、実績を確認する必要がある。また、支出項目の積算に当たっては、台数当たりの積算単価@150円が妥当であるのかどうか、実際の剰余金の発生状況をセンターから求めることが重要である。このような管理運営の体制を根本的に見直すことが求められているものと考える。
措置内容	収支見通しについて、センターからの資料を分析した結果、各自転車駐車場の収益黒字をめじろ台駅施設の建設費償還に充当しており、余剰金という形では発生しておらず、妥当であることが確認できた。今後も実績を確認しながら随時見直しを図っていく。 支出項目の積算単価@150円については、センターが全国一律で設定している工事等における一般管理費相当のものである。金額の設定については、国土交通省が定めた「公共建築工事共通費積算基準」において、工事原価における10%以上の経費が認められていることと、これに加え、センターでは、数多くの施設を管理している点や、様々な形態の駐車場もある関係から、収容台数に対する単価設定とすることは一定合理性があるものと判断し、また、公益財団法人という性格からも、収入≒支出という考えを併せた場合、@150円は、一時貸し(1日100円)の月収入3,000円の5%に相当することから、妥当性はあるものと考えられる。管理運営体制については、今回の他の指摘も含めた中で根本的な見直しを行い、協定期間内の収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を決定した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
提案項目	収支項目の精査(収入・支出・収支差額)について
提案事項	収支項目の精査(収入・支出・収支差額)について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	市担当課に過去に遡ってこれらの収支実績表を入手依頼したが、平成16年度までしか遡れないという回答を受けた。市担当課としては、以下に述べる意見を検討し、収支実績表の重要性に対する認識を改めるのであれば、これらの資料の十分な分析の実施と資料保存について、その分析手法の明確化や保存年限の延長など格別な配慮をするよう要望する。 (ア)「業務委託費」について (イ)「借入金元利償還」について (ウ)「センター経費」について (エ))「現場経費」について (オ)「補修積立金」について
措置内容	センターから提出される収支表については、今後も定期的に提出をさせ、それによる将来予想をはじめ、運営の延伸計画をたてるための正確な判断材料として活用する。 分析の手法については、センターから年度末に提出される収支表を基に、収入から人件費その他経費を差し引き、収支差額分を検証して将来予想値を算出するよう明確化した。それら資料等について、市は電子データも併せて提出させ、「文書保存年限設定基準」に基づいて長期保存とすることとした。また、センターについては独自の保存年限が定められているが、長期(市と同等)に渡っての保存ができるようセンターと調整した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
- 提案項目	収支項目の精査(収入・支出・収支差額)について
3/C/(C/(1)	
提案事項	「補修積立金」について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	「補修積立金」の管理状況について、センターから報告を受けることが必要である。 施設ごとに取り交わした覚書に記載されている「一定期間」後には、センターが所有している自転車駐車場は市へ無償譲渡されることになっているが、その際、施設ごとに積み立てられた「補修積立金」が目的に沿って取り崩されている実績はあるのか、それとも積立金のとして別段預金または国債等の金融資産に投資されているのか、明確に把握することが、市へ譲渡された後の自転車駐車場の施設維持管理の面で重要であるからである。その際、センターで当該積立金の運用を行っている場合には、その運用益の取り扱いについても、基本協定第9条に基づき協議を行う必要があるものと考えられる。したがって、この点に関してセンターとの間で早急に協議を行うよう要望する。
措置内容	補修積立金については、過去毎年度、維持補修に支出されていることを平成26年度秋にセンターからの資料を基に確認した。また、残額について、平成25年度末で約4億4千万円となっているが、平成25年度以降は補修積立金を積んでおらず、残額を各修繕や改修に充当させており、現行協定期間が満了する平成28年度末までにほぼ残額がなくなる見込みとなっている。補修積立金の概念そのものが、センター運営による自転車駐車場や収入・収支差が少ないころに、将来の大規模な修繕に対応すべく、積み立てる必要性から設けられたものと考えるが、近年は相応の収入・収支となっていることから、今般の指摘を受けてセンターと協議し、平成25年度以降は補修積立金を積まず、毎年度必要な補修等を行うようにした。今後は、補修積立金そのものを廃止して毎年度必要な補修等を行い、その収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を決定した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

F1	the dear the state of the state
監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
提案項目	収支計画及び年度実績等の比較検討について
提案事項	自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(めじろ台自転車駐車場(バイク含む))
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	分析の結果、実績ベースで35百万円の赤字となることが把握される。工事費約462百万円のうち、当初の収支計画では市の負担額はなかったためセンターが金融機関から借り入れたようである。市担当課としては、当初の収支計画表では把握できない財源調達状況をセンターから、早急に入手することが重要である。 建設の趣旨と実際の施設規模との間に十分な合理性があったのかどうか、詳細に検討すべきである。 また、業務委託費や現場経費のコスト削減の可能性については、常にセンターに求めていくべきである。 さらに、補修積立金の金額が当初計画から240万円も多く積み立てられた経緯について、合理的な説明をセンターに求めることを要望する。
措置内容	実績を加味した収支計画表を入手し、分析・調査を行った。今後は、協定期間内の収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認し、方向性を決定した。 建設の趣旨と実際の施設規模については、計画段階では分かり得ない地下埋設物や軟弱地質の影響により、大幅な工事費の増となったが、めじろ台駅周辺の放置自転車の状況等を鑑みると計画規模の施設は必須であり、協定期間を計画当初より延長し、市内全体の駐車場収入により建設費を償還することを選択したこと及び、その合理性を確認した。 業務委託費や現場経費のコスト削減の可能性については、これまでも検討・要請してきたところであるが、今後は入手した各施設の収支表より現状の把握・分析を行い、具体的数値を基にセンターに改善を求めていく。 補修積立金のでは、建設費の1%程度としていたことから、建設費の増額に伴い、補修費立金も増額となったことを確認したところである。この補修積立金の地念そのものが、センター運営による自転車駐車場や収入・収支差が少ないころに、将来の大規模な修繕に対応すべく、積み立てる必要性から設けられたものと考えるが、近年は相応の収入・収支となっていることから、今般の指摘を受けてセンターと協議し、平成25年度以降は補修積立金を積まず、毎年度必要な補修等を行うようにしたところである。 今後は、補修積立金そのものを廃止して毎年度必要な補修等を行い、その収支等については、冒頭のとおり対応する。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
提案項目	収支計画及び年度実績等の比較検討について
[A. K. K. L.	
提案事項	自転車駐車場ごとの計画・実績の比較結果について(西八サイクルパーク50(無 蓋・電磁ロック式管理システム))
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	センターから提出された収支計画表によると、建設費が全体で12,571千円の規模であり、財源については、当初計画ベースで、ほぼ借入金による調達を予定していた。最終的には建設費及び財源調達に次のような変更があったことがわかった。 区分 計画額 実績額 1) 工事費 11,300,000円 11,613,000円 2) 設計費 791,000円 0円 3) 事務費 480,000円 480,000円 建設費合計 12,570,000円 12,073,000円 1) 借入金 12,564,525円 0円 2) 自治体負担金 6,475円 0円 3) センター負担金 0円 12,073,000円 12,073,000円 12,073,000円 このような最終的な変更を加味した収支計画を市担当課としては必ず入手されることを要望する。 なぜなら、財源調達がセンターによる外部の金融機関からの借入金であるか、センターの負担金であるかを把握する必要が償還期間との関係で生じるためであり、また、計画上予定していた設計費が実際には生じていなかったことなど、経理の透明性の面で問題があり、実績を計画と照合することが極めて重要であるからである。
措置内容	変更を加味した収支表を入手し、それを基に分析・調査を行い、収支計画の妥当性について確認した。今後は、協定期間内の収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を決定した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(4) めじろ台駅自転車駐車場等の運営期間延伸に係る覚書について
提案項目	めじろ台駅自転車駐車場の整備経費について
提案事項	「補修積立金」の状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	当時の資金収支予測結果の算定について、この「補修積立金」の取崩状況並びに 内部保留及び運用の状況がなんら検討されていないものと判断した。過去の資金留 保について検討せずに、将来の収入のみを当てにする対応は適切ではない。今後、 このような収支予測を検討する際には、十分過去の留保金についても検討されるよ う要望する。
措置内容	補修積立金については、過去毎年度、維持補修に支出されていることを平成26年度秋にセンターからの資料を基に確認した。また、残額について、平成25年度末で約3億8千万円となっているが、平成25年度以降は補修積立金を積んでおらず、残額を各修繕や改修に充当させており、現行協定期間が満了する平成28年度末までにほぼ残額がなくなる見込みとなっている。補修積立金の概念そのものが、センター運営による自転車駐車場や収入・収支差が少ないころ、将来の大規模な修繕に対応すべく、積み立てる必要性から設けられたものと考えるが、近年は相応の収入・収支となっていることから、今般の指摘を受けてセンターと協議し、平成25年度以降は補修積立金を積まず、毎年度必要な補修等を行うようにした。 今後は、補修積立金そのものを廃止して毎年度必要な補修等を行い、その収支について毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を示した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(4) めじろ台駅自転車駐車場等の運営期間延伸に係る覚書について
提案項目	めじろ台駅自転車駐車場の整備経費について
提案事項	平成20年度の大幅な増収の状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	平成20年度に実施した「アンケート付案内マップ」配布の実施結果は、4つの各施設における放置自転車の減少とセンターが管理運営する自転車駐車場の増収につながった。 平成17年4月に締結した「覚書」の状況と、平成20年度の自転車駐車場を取り巻く状況は、大きく変化しているものと判断される。当該「覚書」にも規定されているとおり、「毎年確認する収支状況が今回の予測と相違した場合は、協議のうえ、その期間を短縮・延伸するものとする」ということであるため、当時延伸された自転車駐車場の管理運営期間短縮の可能性について、早急に検討し、センターとの協議を行うよう要望する。
措置内容	今般の指摘を受け、センターと協議し、平成26年度秋に、平成25年度までの実績を反映した八王子市全施設の収支表の提出を受け、確認・分析を行い、平成25年度までの市負担額の適正性を確認した。また、その結果、平成25年度後半において、収支上は費用償還が終了していたこと、及びこのまま現行協定を継続すると、協定期間内(平成28年度末)で約2億6千万円の収支黒字が発生する見込みであることが判明した。一方、平成26年度秋には、平成27年度以降早期に高尾駅北口自転車駐車場の施設建替えを実施しなければならない状況となっており、センターで費用試算したところ、約2億9千万円の市負担金が生じることになった。そこで、センターとともに精緻に確認したところ、その償還については、上記の収支黒字(見込み)を充当することが可能であると結論づけられ、このまま現行協定を維持することで、平成28年度末には新施設を含めた全施設の償還が完了する見込みであることが判明した。このことについては、高尾駅北口自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成27年3月2日締結)の中で、両者で確認している。以上のことから、現行協定を維持することとし、協定満了後の管理運営体制については、将来的に施設の建替えも見込まれることから、その費用償還を含めて、今後検討していくものとする。また、協定期間内の収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を決定した。
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

## 平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
提案項目	(1)固定資産税及び都市計画税の賦課事務について ③結果 オ. 八王子市市税賦課徴収条例及び同条例施行規則について (イ)八王子市市税賦課徴収条例施行規則のあり方について
提案事項	c. 条例や規則等のあり方について (意見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	市においても、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有しており(同法第3条第2項)、以前にも増して自主性及び自立性の高い行政運営が求められている。 しかし、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市市税賦課徴収条例施行規則を査閲する限りにおいては、モデル条例に対する検討が十分ではなかったように推察され、条例及び規則間の整合性や様式類の制定に関して取り組むべき点が残されているように伺える。 条例類の整備は、行政運営において極めて地味な事項ではあるものの、納税義務者が安心して市税を納税できることのインフラストラクチャであると同時に、市自らの判断と責任を裏付ける重要事項である。 モデル条例を参考とすることについて否定するものではないが、地方公共団体の自主性及び自立性の観点から、条例や規則等のあり方について今一度の検討を行うことを期待する。
措置内容	例年、税制改正に伴う地方税法及びこれに関連する政省令の改正が実施され、これらの改正条文が明らかとなるとほぼ同時に条例改正せざるを得ないケースが多く、迅速かつ的確に条例改正を行うためには、総務省が示すモデル条例を参考とすることが望ましいと考える。しかし、その場合でも、モデル条例を漫然と採用するのではなく、市の独自性を打ち出せるかどうか、都市経営戦略会議による審議を経て条例改正方針を決定している。 平成27年度の税制改正においては、市の裁量の余地がある固定資産税の「わがまち特例」の設定、「猶予制度」の見直しにおいて、市独自の規定を定めている。
措置時期	平成27年6月24日
所管部課	税務部税制課、資産税課

## 平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について
監査項目	I-2.中間処理及び処分等業務について 8.持ち込み廃棄物の回収料金について
提案項目	(3) 結 果 ①ごみの分別を促すための料金体系の見直しについて(意 見)
提案事項	①ごみの分別を促すための料金体系の見直しについて (意 見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	現在の料金体系のもとでは、可燃ごみと不燃ごみを分別して、戸吹清掃工場(可燃ごみの処理)と戸吹不燃物処理センター(不燃ごみの処理)の2か所に持ち込んだ場合、双方で手数料を課金されることになり、市民に粗大ごみ分別のインセンティブが働かないことが大きいものと考えられる。したがって、受入側の可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設が、分別されていないごみの受入はせず、各施設に応じた粗大ごみの受け入れを徹底し、そのうえで市民に粗大ごみの分別持ち込みのインセンティブを与えられるような形での料金体系の見直しを検討するよう、強く要望する。
措置内容	平成27年4月から持ち込みごみの処理手数料を150円/10kgから350円/10kgに改定した。 当該改定の趣旨は ①相対的に安くなる有料指定袋による排出や無料の資源物収集への排出にインセンティブを生じさせ、より適正な分別排出を促すこと。 ②リサイクル・リユースショップなどをできるだけ活用するよう促すこと。であり、持ち込まれる前段で市民の分別インセンティブが働くようになった。また、同じく平成27年4月から持込みごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)の受け入れを戸吹清掃工場に一本化し、2か所での手数料課金は解消された。さらに、市民への分別指導啓発はプラットホームにおける荷降ろし・選別作業を通して、可燃ごみ・不燃ごみを一括して行うことが可能となった。
措置時期	平成27年4月1日
所管部課	資源循環部戸吹クリーンセンター

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2.消防事業に関する事務の執行について
提案項目	4. その他の事務に関する事項 (2)消防団本部において据え置かなければならない資料について
提案事項	【意見】消防団本部において据え置かなければならない資料の見直しについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	八王子市消防団の組織等に関する規則第9条によると、「消防団本部には次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。」とされている。 消防団本部に赴き資料の保管状況を観察したところ、名称が変更されているものやデータで保管しているもの、他の文書と兼用しているものなど規則上の取扱いと異なるものがあった。 八王子市消防団の組織等に関する規則第9条は、書類名や保管方法など、現時点の消防団本部の運営状況に即していない。消防団本部に求められる機能を果たすために必要な資料やその保管方法を再検討し、実状にあった規則に変更することが望まれる。
措置内容	団本部に備えておくべき文書について再検討した結果、現規則に載っている文書 等は必要と判断し、すべて紙ベースで備えるよう整理を行った。
755	平成27年12月24日
所管部課 生活安全部防災課	
監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 地域防災計画について
提案事項	【意見1】地域防災計画に対する防災課の責務について
区 八	

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 地域防災計画について
提案事項	【意見1】地域防災計画に対する防災課の責務について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	地域防災計画で掲げられている関連業務は多岐にわたり、かつ、複数の所管課にわたっている。また、業務内容によっては、ひとつの所管課のみではなく、複数の所管課の連携によって達成が期待されるものもある。 一般的なPDCAサイクルの考え方は、地域防災計画の全体的な観点からも適用されるべきものであり、防災課が中心となって、地域防災計画全体の目線からその進捗状況をモニタリングする体制をより明確に構築すべきである。そしてその進捗状況を市民に周知すべきである。 今後、例えば「危機管理室」のような、各所管を越えて横断的な職務を担う組織も、検討の余地があると考える。
措置内容	平成26年度から防災課に「危機管理担当」を設置し、職員研修や各種訓練の実施などを通じて地域防災計画に基づく理解や取組の推進を図っている。また、平成27年8月には、「地域防災計画 平成26年修正(平成27年一部修正)」に基づく各部の取組み状況と今後の取組みについて、調査し全体の取組み状況について把握したところである。今後は、これに基づき各部が着実に取組んでいくよう定期的に調査、把握し、進行管理を行っていく。
措置時期	平成27年9月30日
所管部課	生活安全部防災課

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3.防災等事業に関する事務の執行について
提案項目	3. 震災対策に係る事業について (1) 自主防災組織について
提案事項	【意見1】助成に係る組織間格差について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	八王子市では、自主防災組織に属する世帯数に応じて、3区分に分けた上で助成を行っている。しかし、平成24年6月時点での実際の各自主防災組織の世帯数で試算した場合、1世帯当たりの助成相当額について、助成相当額の最小値及び最大値は、最大値:4,615円(世帯数が13のケース)最小値:68円(世帯数が2,050のケース)と、著しい開きが結果として生じている。一律に世帯数に比例した助成が行われるべきという訳ではないと思われるが、各自主防災組織の活動実態に即した、より公平性の高い助成内容が望ましいと考える。例えば、世帯数に応じた区分を現状の3区分から、もう少し区分数を増やし、よりきめ細かい助成を行うことが考えられる。業務フローの構築に当たっては、分担による照合作業の効率化だけではなく、物品管理者が自ら作業を行った場合と同等の心証が得られるよう担当者ごとの作業をチェックする体制が必要であることに留意しなければならない。また、作業内容を明確にするため、照合作業の手順は文書により据え置き、照合作業や承認の証跡は一定期間保存しておくべきである。
措置内容	平成26年度から自主防災組織に属する世帯数に応じて、3区分に分けていた助成を5区分に見直しを行った他、活動報告書の様式については、活動内容等をより詳細に把握できるよう改善を図った。また、活動報告とセットで、次年度の活動計画を提出させ活動実績がより確実に把握できるよう改善を図った。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生活安全部防災課

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3.防災事業に関する事務の執行について
提案項目	4. 防災倉庫整備に係る事業について (2) 防災倉庫に保管する備蓄品について
提案事項	【意見1】備蓄品の各倉庫への割り振りについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	全体としては、概ね十分な量を備蓄しているものと評価出来るが、各倉庫への割り振りについては、特に明確な根拠等がない状況である。あまり厳密な計算を行う必要性はないが、必要に応じて一定の考え方(例えば、単純な人口割等)に基づいて数量の算定、各倉庫への割り振りを行う必要があると思われる。少なくとも、平成24年度において東京都が地域防災計画の見直しを行い、避難想定者数の上方修正を行ったため、市においても備蓄品を大幅に増やすことが予定されている。その際には、各倉庫の備蓄可能容量についても明確に把握しておく必要があると思われる。以上の考え方のもと、計画的によりきめ細かい防災倉庫毎の備蓄計画を策定し実行することが望まれる。
措置内容	平成27年8月に策定した備蓄計画において、学校等の避難所にある防災倉庫や防災課の管理する独立型倉庫といった倉庫別に、防災倉庫の面積を踏まえ、各備蓄品目の最低備蓄数量を設定したところであり、今後これに基づき計画的に備蓄を行っていく。
措置時期	平成27年8月31日
所管部課	生活安全部防災課
EL + -	WP+ P+((+**)-11 - 7 + 7 + 4 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 +
	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3.防災事業に関する事務の執行について
提案項目	4.防災倉庫整備に係る事業について (2)防災倉庫に保管する備蓄品について
提案事項	【意見2】仮設トイレの備蓄量の算定について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	仮設トイレについては、特に明文化されていないものの、実質的に1つの倉庫に3~5個を目安として備蓄している。しかし、平成24年3月末時点での備蓄数量で、仮設トイレが2個以下の倉庫が3か所あった。トイレの必要性は災害時の対応として重要であり、仮設トイレの備蓄数量について一定の目標値を設定することが望ましい。一方で、仮設トイレの代替物となり得る、簡易トイレや薬品等による手段についても検討に値するものと市では考えている。以上について総合的に勘案したうえで、本来あるべき仮設トイレの各倉庫別の備蓄量については整理していく必要があるものと考える。
措置内容	平成27年8月に策定した備蓄計画において、仮設トイレについては、防災倉庫に3基以上を備蓄することにしたほか、断水時も既設のトイレを活用できる簡易トイレの備蓄(各倉庫に3,000回分以上)を計画的に行っていくことにした。
措置時期	平成27年8月31日
	生活安全部防災課

所管部課

生活安全部防災課

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災等事業に関する事務の執行について
提案項目	6. 防災行政ネットワークに係る事業について (3) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について
提案事項	【意見1】機構点検のスケジュールについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	市で作成している管理資料を閲覧したところ、防災無線を設置してから相当年数が経過しているにも関わらず、機構点検を実施していないものが散見された。例えば、設置後20年経過しているにも拘わらず、未だ機構点検を実施していないものが60台以上あるものと認められた。直近の数年で相応数の防災無線の機構点検は実施されてきており、既に一定の改善は認められるが、今後はより計画的に点検スケジュールを管理・運用していくことが望まれる。
措置内容	平成25年度の機構点検をもって、全子局の点検を終えた。また、点検をより計画的に実施していくため、子局毎のスケジュール表を平成28年1月に作成した。今後は、このスケジュール表を基に機構点検を実施していく。
措置時期	平成28年1月29日
所管部課	生活安全部防災課
P. L.	
監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3.防災等事業に関する事務の執行について
提案項目	6. 防災行政ネットワークに係る事業について (3) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について
提案事項	【意見2】機構点検結果のフィードバックについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	防災行政無線の修繕作業自体は毎年相応数のものが行われているが、その修繕対象となる子局が機構点検作業の報告結果と整合していない状況が認められる。 実際の修繕作業は、上記報告結果よりも無線から流れる音声が聞こえづらい等の市民からの要望を優先して行っているのが現状である。市民の声に対して即座に対応する観点からは、そのような現状は止むを得ないものと思われる。ただし、年次の定期点検業務を業者に委託している限り、当該業者から入手した情報についても一定の優先付けをした対応を行わないと、定期点検を業者に委託していること自体の実施意義が損なわれる恐れがある。 点検業務の結果報告書を入手後、修繕計画書を作成するなど確実かつ有効に実際の修繕業務にフィードバックできるような運用体制づくりが望まれる。
措置内容	効果・効率的に修繕作業を行うため、機構点検およびバッテリー交換実施後、報告のある要修繕事項、市民からの連絡など随時報告が入る要修繕事項を一括管理する修繕計画表を平成28年1月に作成した。修繕計画表は随時更新することとし、今後はこの表を基に修繕作業を行っていく。
措置時期	平成28年1月29日

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部学習支援課(2) 講座開設事業について
提案事項	【意見】自主講座の有効活用について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	学園都市大学の講座のうち、無料で実施している公開講座と学習支援課の自主講座は、重複または類似する可能性がある。双方で重複または類似する講座開設は避けたり、逆に人気がある講座であれば双方で実施時期をずらしてそれぞれ実施することが考えられる。 所管課のみではなく、市民の視点に立ち、それぞれが開催している講座について学園都市文化課や(公財)学園都市文化ふれあい財団等も含めて情報交換や協議を実施し、講座の有効活用が望まれる。 また、生涯学習推進本部においても他の所管部門で実施している講座について実施時期が近いような重複開催がないか、相互に必要な講座開催はないかなど、講座の有効活用の検討が望まれる。
措置内容	学習支援課、学園都市文化課による以下の情報交換と調整を行うことで、より効果的な講座の実施を図っている。 ①講座内容の確定する時期(年2回:4月下旬、12月下旬)に、生涯学習センター、学園都市大学の双方から講座企画内容を提供しあい共有することとした ②開催した講座の実績から、時期が重複する講座・類似する講座の現状分析をおこない、対策について検討することとした。 ③生涯学習センターと学園都市大学の担当で、講座の企画調整に関する情報交換の場を年1回開催することとした。 ④生涯学習推進本部において実施する「生涯学習関連事業調査」を活用し、庁内各所管の類似講座実施状況を把握し調整することで、より効果的な講座実施を図っている。
措置時期	平成27年 6 月24日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3. 図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 図書館業務について (1)図書館資料の収集、整理及び保存について ①図書館資料の購入に関する契約事務について
提案事項	【意見】「委託・役務・物品購入契約におけるガイドライン」について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	(ガイドラインの位置づけ等の明記について) 八王子市では物品の購入を1者指定随意契約で行う場合、「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を参考にして1者指定とする必要があるか否かについて判断しなければならないとしている。まずは、本ガイドラインが1者指定随意契約のガイドラインであることを明記すべきである。ガイドラインの対象が1者指定随意契約であることを理解するために、発行時の通知まで遡らなければならないということは現実的ではないからである。また、発行時の通知では、1者指定随意契約が公平性や経済性を損なうリスクが相対的に高い契約方式であるをめ、その可否については、案件ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を容しい。総合的に判断することを要求し、「ガイドライン」はその判断にあたっての参考情報であることを示している。これらの1者指定による随意契約のリスクや判断上の留意事項、そして「ガイドライン」そのもの利用方法ついても、「ガイドライン」に明記することが望ましい。 (ガイドラインの体系・内容について)市の「委託、役務、物品の購入契約における随意契約のガイドライン」は、性質の異なる取引をまとめて規定しているため、1者指定的意契約とすべき規定を検索しにくいものとなっている。また、その表現も、概して抽象的なものとなっている。「ガイドライン」は、1者指定によって随意契約を行ってよいかどうかについて、契約の専門ではない所管課が判断する際にも利用される。したがって、判断の総合的な指針を示したうえで、可能な限り具体的な事例を示すなど、まさにガイドラインとなり得るよう工夫して記載する必要がある。
措置内容	(契約課) 平成27年4月にガイドラインを改正し、「チェック項目」、「事務処理フローチャート」、具体事例等を示すことで、随意契約、特に一者指定随意契約の適用時において、担当者が慎重に判断できる内容とした。 (教育総務課) 契約課において、平成27年4月に、それまでの工事請負契約、業務委託等各々のガイドラインを「随意契約のガイドライン」に改正したため、教育委員会事務局内各課に対し、随意契約を行う場合には当ガイドラインを活用するよう周知した。
措置時期	平成27年4月
所管部課	財務部契約課、学校教育部教育総務課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3.図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 図書館業務について (1)図書館資料の収集、整理及び保存について ①図書館資料の購入に関する契約事務について
提案事項	【意見】一者指定による随意契約を所管課契約の範囲に含めることについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	市は、平成24年5月1日に所管課契約の範囲に、1者指定による随意契約を加えている。 所管課契約の範囲を拡大した理由について、1者指定による随意契約が契約課に判断の余地がない契約内容となっていること及びガイドラインの整備により所管課で十分に適正な処理が可能であることを挙げている。まず前者の例示として、継続契約で仕様や契約先に変更がないものなどを挙げている。これらは、確かに価格交渉や相手先の変更などの余地はないが、例示の事実を確かめることこそが1者指定による随意契約でよいかどうかの判断であり、契約方式の選択に際して必須の手続きであると考えられる。継続取引であることを理由に安易に1者を選択していないか、情報管理課の判断に誤りはないか、所管課は特別な事情で1者しか指定できないと言っているが本当にそうか、それをチェックする必要があると思われる。また、後者について現行の随意契約のガイドラインの内容は、必ずしも十分であるとはいえない。これまでは不適正な処理は発見されなかったかもしれないが、これは契約課による牽制が働いていたためであったともいえる。現行の制度では、このような契約課の牽制が弱まっているため、今までの牽制が存在している状態での実績が今後も継続するか定かではない。所管課が1者指定による随意契約の適否を慎重に検討すべきであり、研修等により所管課の契約スキルの向上に向けた取組もなされているが、1者指定による随意契約によってもいい事案であったかどうかを所管課以外の第三者がチェックする仕組みは必要である。所管課契約の範囲拡大による影響の検証に合わせ、このような仕組みが設けられるべきである。
措置内容	(契約課) 平成26年3月に「所管課における一者指定随意契約の確認に関する基準」を定め、契約課が運用状況を事後に確認する制度を実施している。(平成25年度及び26年度において、不適切な事例なし) (教育総務課) 契約課が所管課による一者指定随意契約の運用状況を事後に確認する制度を設けたことに伴い、教育総務課においても同制度を準用しチェックを行うこととした。
措置時期	平成26年3月
所管部課	財務部契約課、学校教育部教育総務課

	<del>,</del>
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (1) 青少年海外派遣基金・青少年海外交流事業について
提案事項	【意見】青少年海外派遣基金の有効活用について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	青少年海外派遣基金の利用(海外交流事業への繰出金)が有効に活用されていない。当該基金は寄附及びその運用利子収入によって積み立てられている。使用目的は、「八王子市青少年海外派遣基金条例」によって限定されており、青少年海外交流事業への充当が一部にとどまっている。 また、類似した事業に、市民活動推進部多文化共生推進課の海外友好都市交流事業がある。対象内容や対象者は、青少年海外交流事業よりも幅広いが、青少年海外派遣基金を利用できる対象内容・対象者も見受けられる。 青少年の積極的な派遣について継続的に実施するとともに、他の所管課で実施している類似の事業との連携など基金の利用範囲の拡大など青少年海外派遣基金の有効活用が望まれる。
措置内容	青少年海外派遣基金を積極的、継続的に活用していくため、財政課と海外派遣事業を行っている関係所管課と調整を取り、他課で実施している青少年海外交流事業と同様の事業に対しても基金が利用できるようにした。 平成25年度には、図書館部の「国際交流フレンド訪問団 (読書感想画・感想文コンクール入賞者)」の台湾高雄市派遣、多文化共生推進課の海外友好交流事業補助金に充当した。 平成26年度以降も上記の事業に活用していく。
措置時期	平成26年3月31日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2.生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (2) 生涯学習の振興事業について ③学習支援委員経費について
提案事項	【意見】学習支援委員のモニタリングについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	生涯学習政策課は、学習支援委員からの月次報告をモニタリングし、学習支援委員としての活動が適切に行われているか確認している。 学習支援委員は、生涯学習政策課が主催する事業の補助活動を実施してはいるが、地域での他の活動を主に実施しており、学習支援委員制度の目的と一致しているか、学習支援委員として報酬を支払うべき活動かどうか検討することが望ましい。
措置内容	平成25年度の委員の改選に際し、月次報告をモニタリングした結果、制度目的に合致しない活動が見られた委員や、活動実績が乏しい委員については再選していない。また、今年度再選の委員、新任の委員に対しては、7月1日委嘱式当日及び7月31日第1回全体会議の場において、制度の趣旨や不適切な活動について説明を行った。改選後委員に対しても引き続き月次報告を求めるとともに、報告内容が学習支援委員の趣旨に合致する活動であるかのチェックを定期的に行い、指導していく。
措置時期	平成27年7月18日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (3) 放課後子ども教室事業に関する事項について
提案事項	【意見】放課後子ども教室の推進について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	平成27年4月に改正児童福祉法が施行されることにより、学童保育の対象が小学6年生まで広がることとなる(現在は、小学3年生までが対象)。一方、文部科学省と厚生労働省は、連名で平成19年3月14日に『「放課後子どもプラン」の推進について』を公表しており、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進している。そしてその円滑な推進を目指すために各自治体で事業計画を策定し、小学校区ごとの円滑な放課後対策事業を実施することが求められている。市では、現在、生涯学習政策課、児童青少年課及び学校教育部が連携し、子どもたちの放課後の過ごし方について、議論・検討を進めているが、未だ、包括的な放課後子どもプランに関するビジョン策定には至っていない。今後、放課後子ども教室と学童保育の連携に向けて市として共通のビジョンを明確にしていく必要があり、このビジョンに従って、連携強化を図っていくとともに事業計画を策定し、当該計画に基づいた実施、評価を行うことが望まれる。
措置内容	第3次八王子市子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」に放課後子ども教室の事業計画を記載した。今後計画に基づき、点検・評価を実施し、子ども家庭部、学校教育部、生涯学習スポーツ部で連携し、事業を推進していく。
措置時期	平成27年3月
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 (7) 姫木平自然の家管理事業に関する事項について
提案事項	【意見】指定管理者に対するモニタリング方法について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	生涯学習政策課では、定期的に指定管理者に対するモニタリングを実施している。今般、監査人が現地視察し指定管理者及び所管課にヒアリング等を実施したところ、指定管理者からの報告に関する担当所管の分析が深くは実施されていなかった。利用者当たりの収入分析等詳細な分析も実施し、指定管理者へのモニタリングをさらに有効的に実施することが望まれる。
措置内容	従来のモニタリングの点検項目は利用者へのサービスの提供を重視した内容であったため、平成26年度の期末モニタリングにおいては財務面への分析(経年比較・支出分析・市の負担分析)を強化した。また、平成27年度のモニタリング様式の変更に伴い、財務面についてのモニタリング項目を設けた。
措置時期	平成27年5月19日
所管部課	生涯学習スポーツ部生涯学習政策課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部学習支援課 (1) 管理運営事業について
提案事項	【意見5】16ミリ映写機及びフィルムの活用について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	生涯学習センター各館で保管されている16ミリ映写機の使用頻度が低い。修理すべき映写機も取扱業者においても部品が用意できず修理が困難であることから修理はできていない。現状の利用状況からは修理の必要性がないのであるなら廃棄等の処分の検討が望ましい。 フィルムは使用可能かどうかも含めた現物の確認が定期的に行われていない。毎年定期的に現物の確認を実施する必要がある。また、制作年数が古いフィルムは劣化が進み利用不可となる可能性がある。市として作成したフィルムについては、今後活用するかどうか検討し、活用する場合にはデジタル方式による保管なども検討することが望まれる。一方、購入品は著作権法により複製等はできない。従って、劣化等の事実の有無を調査し、廃棄等の処分を検討することが必要である。
措置内容	(1)修理が困難である16ミリ映写機については、今後使用する機会がないことから、平成27年度末にて備品の廃棄を行った。 (2)所有する16ミリフィルムについては、毎年度実施している備品台帳の点検時にチェックできるよう、チェック表の整備を行った。 (3)市として作成した(著作権を所持している)16ミリフィルムについてデジタル化を行う。 作品名:①八王子わが街の詩 PART I・Ⅱ ②オリンピックと八王子
措置時期	平成28年3月4日
所管部課	生涯学習スポーツ部学習支援課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3.図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 図書館の設置及び運営について (1)図書館の設置について (2)図書館設置状況について
提案事項	【意見】現況分析とそれに基づく設置方針の考察について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	監査人の分析によれば、市の現状の図書館体制(4館(1分室))では、他市に比較し、1館当たりのカバーする面積が広く、また人口も多いという状況になっている。 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、人口分布、人口構成、面積、地形、交通網等、八王子市の固有の事情を考慮して、どの位置にどの程度の規模の図書館(または図書館サービスを実行できる施設)が必要なのか考察することを、市町村に要求している。 現状の市の特性を十分に分析し、どの程度の図書館サービスが必要か、どの程度の規模の施設が必要かを明らかにしなければ、図書館サービス網に関する施策は場当たり的となり、結果として地域住民が満足しうる図書館サービス網を構築できないリスクが高まる。 より市民の満足度の高い図書館サービス網をより効率的に構築するためには、まず初めに現況を十分に分析し、現状の図書館サービスにはどの程度の不足があるのかについて考察することが必要である。
措置内容	平成26年1月から、第3次読書のまち八王子推進計画策定部会において、図書館配置のあり方の検討を開始し、平成26年4月には、八王子市都市政策研究所で発表した「人口構造の変化を見据えた八王子のまちづくり」「八王子における将来の人口動態に関する調査」について、都市戦略課職員より説明を受け、市内の地域ごとの特性などを検討した。この議論の結果を受け、「図書館配置の考え方」について取りまとめた。内容としては、現状の4館1分室体制では、多様化する市民要望に応えるには限界があり、読書環境の充実を目指す「読書のまち八王子推進計画」を実現させるため、財政状況が厳しい中で、図書館を新設して市民サービスを目指すのではなく、周辺市の図書館の活用や大学図書館利用の市民への周知、地区図書室の充実と地区図書室の図書館分室化によるネットワークの拡大等、既存施設を有効活用することで、図書施設の地域的な偏在を解消し、図書館サービスの充実化を目指すこととした。この内容について、平成26年6月24日読書のまち八王子推進連絡会議に、同年7月25日には生涯学習審議会にて審議を行い了承された。(これらの議論を踏まえ平成27年3月に策定された第3次読書のまち八王子推進計画に基づき、27年度に由井市民センターみなみ野分館地区図書室の図書館分室化が決定し、さらに公立図書館がない北部地域や西南部地域などへの図書館分室化の実施に向け調整を進めている。)
措置時期	平成26年7月25日
所管部課	図書館部中央図書館

四十二 一	4. 海色図の推進に関わり東光の東次の特によるいで
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3.図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 図書館の設置及び運営について (1)図書館の設置について ②地区図書室との連携について
提案事項	【意見】地区図書室の分室化のための現況分析の必要性について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	分室化が進まないのは、分室により新たな予算が必要となるという財政上の理由があることもさることながら、現況分析に裏付けされたその地域に必要な図書館サービス(または分室化によって得たい効果)が具体的になっていないことにも原因があったのではないだろうか。 図書館サービス拠点の増設にあたっては現行分析に基づく戦略的な設備投資が必要であることは、地区図書室の分室化にも当てはまることである。今後のより効率的、効果的な設備投資のため、十分に現況を分析し、必要な図書館サービス量を特定することを検討すべきである。
措置内容	平成26年1月から、第3次読書のまち八王子推進計画策定部会において、図書館配置のあり方の検討を開始し、平成26年4月には、八王子市都市政策研究所で発表した「人口構造の変化を見据えた八王子のまちづくり」「八王子における将来の人口動態に関する調査」について、都市戦略課職員より説明を受け、市内の地域ごとの特性などを検討した。この議論の結果を受け、「図書館配置の考え方」について取りまとめた。内容としては、現状の4館1分室体制では、多様化する市民要望に応えるには限界があり、読書環境の充実を目指す「読書のまち八王子推進計画」を実現させるため、財政状況が厳しい中で、図書館を新設して市民サービスを目指すのではなく、周辺市の図書館分室化によるネットワークの拡大等、既存施設を有効活用することで、図書館の地域的な偏在を解消し、図書館サービスの充実化を目指すこととした。この内容について、平成26年6月24日読書のまち八王子推進連絡会議に、同年7月25日には生涯学習審議会にて審議を行い了承された。(これらの議論を踏まえ平成27年3月に策定された第3次読書のまち八王子推進計画に基づき、27年度に由井市民センターみなみ野分館地区図書室の図書館分室化が決定し、さらに公立図書館がない北部地域や西南部地域などへの図書館分室化の実施に向け調整を進めている。)
措置時期	平成26年7月25日
所管部課	図書館部中央図書館

監査テーマ	生涯学習の推進に関っ	する事業の事務	 ろの執行につい	<u></u>		
監査項目	第3. 図書館事業に関する事務の執行について					
提案項目	2. 図書館事業につい (1)図書館資料の場 ②図書館資料の購入	又集、整理及び			T	
提案事項	【意見1】図書購入	協定に関する契	段約方式につい	て		
区分	□ 指摘 ☑ 意	見				
提案内容(概要)	市の図書館における またさらには1者をえる をは1者を表 をは1者を表 を実務的にはから考える をはまりがががのででしているでででいることにはおいてといっていいでははおいてものできます。 まずいてより慎重に、 まずいてよりはまずに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	肯と、 音と、 方と地適 実育を 大力しが が が が が が が が が が が が が が	*性質のもができる。 性質の会ができる。 を持たりででできる。 できる。 はできる。 できる。 はできる。 できる。 にといる。 にと、 にといる。 にと、 にといる。 にとい。 にとい。 にと、 にと、 にと、 にと、 にと、 にと、 にと、 にと、	、多いに疑問無二の契約相の2第1項第2ないと考えられた者えられた。 の供給が不安 うな理由が随場合には、「	がある。 手とは考えられ 号(契約の性 れる。 定になるかもし 意契約の要件に 事務取扱要領」	ず、まな当 趣
措置内容	平成26年代 (図がき得限誌パマ実度るセた(図がき得限誌パマ実度のとンめ2)に で変購てい現かしのこのターはは館結一同逐刊のに で変購てい現か一体及報く館に単と刊物定 が表する状ら夕にび量、を至価一行にを が表する状のでである。 で変単 考問 がはのようにでいました。 で変単 考問 をである。 ででなる。 でである。 ででな。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででな。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででな。 ででなる。 ででなる。 ででな。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。 ででなる。	生物画争デり店いてパなパる を定単てしたの画争デり店いてパなパる を定単てし八の協に一、会業現ンいンここ締随価はた王購定よ夕納と者在マうマとの結意協競。子入 るの入のと使一え一を点す契定争書に 単購、競の用ク、ク考にる約 性店分 価入検争競しに自に慮加こを が続会品性等でつ活べすえと紹 確	とて 定社、は性いい体いる、に結 保一とて 定社、は性いい体いる、に結 で 一実 の ( 装存もるてへてと書よし で 契し 入式のし立R較実入ス会、。 る	ていた 計図を。い一をなえ更由まれた に贈うたのとったよ時ずよが流の、結他ためる以にり が流の、結他ためる以にり はも書論の。公コ外直高	定 質ン入デな誌の図トは株割 で	まででありませんでありませるな、ジンは間で流さか 電でをい書々 現程あ通る
	図書購入の単価協定	(平成20平度、				
		<u></u>	値引き率			
		図書 (装備 <sup>※</sup> 済)	図書 (未装備)	逐次刊行物	装備費	
	平成26年度	9%	5%	1%	188円	
	平成27年度	10%	10%	5%	150円	
	※装備とは、図書に会 ティングし、図書館の				ルムによって=	<b>1</b> —
措置時期	平成27年4月1日					
所管部課	図書館部中央図書館					

監査テーマ	生涯学習の推進に関する	事業の事務の	り執行につい	T	
監査項目	第3. 図書館事業に関する事務の執行について				
提案項目	2. 図書館事業について図書館事業について図書館事業について (1)図書館資料の収集、整理及び保存について ②図書館資料の購入について				
提案事項	【意見2】(有)八王子	書店会を経り	由した取引の	必要性につい	7
区分	□ 指摘 ☑ 意見				
提案内容(概要)	図書購入費の大部分を る侑八王子書店会の関与 疑問がある。市の購入価 る便益)に見合ったもの 最も有利な取引条件で な方法であるため、その 最も有利な条件で図書が	がなく、(相 <i>)</i> 格 (割引率) であるかどうな あるかどうな 可能性につい	(王子書店会が何/王子)か、検討するいを検証するいて積極的に	を介して取引 書店会の業務 る必要がある。 には、競争入 検討すべきで	することの必要性に (または市の享受す れがもっとも効果的
措置内容	平成26年まと書いてがとマ自ク情な体論と社次行協の、書で、取つ二が二要っ協者物のにと、取の一位ので全のターはは館結一同逐刊価ののよりに対してがとマ自ク情な体論と社次行協のので表す。まままましてがよってが出来で、取つ二が二要っ協者物の結びを表す。 で成26年年 図図の人の協に一、会業現ンいンここ締随価はた 平 は	王購定よ夕納と者在マうマとの結意協競。 成 図 備 9 分子入 るの入のと使一え一を点す契定争 26 書 ※ 書に 単購、競の用ク、ク考にる約 性 年 書 済 に分 価入検争競しに自に慮加こを が 度 ) や会け 協会品性争てつ治つすえと締 確 、	とて 定土 は生いい本いる こ吉 R 7 値 (未 ユー実 の(装存もるてへてと書よし で 年 値 図末 五括施 導株備在成T比のもシ店りた き 度 引図装 % 10% ト教た を会作なしC検績れテをこ と 率 ) を書備 をを会作なしC検績れテをこ と 率 ) を が が が を が が を か と り を か か と し 。 検社業いなマ討が替ム経れ 判 貼	て討図を。い一をなえ更由ま断逐いし書行まとク行いに新せでし次上が流の、結他ためる以にり競刊½が流の、結他ためる以にり競行が流の、結他ためる以にり競行が1%フが5%フ	定 質27年度
 措置時期	平成27年4月1日				
所管部課	図書館部中央図書館				
MIH HIM					

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第2. 生涯学習事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 図書館業務について (1)図書館資料の収集、整理及び保存について ③図書館資料の整理について
提案事項	【意見1】蔵書点検の対象について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	蔵書点検の対象は、開架・閉架図書(予約を除く)であり、除架図書は対象としていない。 蔵書数をもれなく正確に把握するという観点からすると、原則として対象図書館にある本すべてをカウントの対象とすべきであり、対象を絞るのは適切ではない。除架図書は外観上他の図書と区別がつかず、段ボールに除架と記して閉架書庫の脇に保管されているだけであり、その段ボール内に除架図書のみが入っているとも限らないからである。 また、除架図書は通常はリサイクルや廃棄を待つ状態の図書であるが、近年は必ずしもそうしたものだけではなく、重要資料の可能性があるため処分を保留しているものもあるとのことである。価値のある資料が除架図書に含まれる可能性があるとしたら、なおのこと除架図書を蔵書点検の対象から除外すべきではないと考えられる。
措置内容	蔵書点検の意義は稼働中(閲覧又は貸出可能)の資料の所在を追跡し確定させることにあり、資料そのものの価値を確認し見直す作業ではないため、リサイクルや廃棄を待つ状態である除架資料に行うことは意味を持たず非効率である。ただし、除架資料であってもリサイクル等を迎える際に価値のある資料となっている可能性がある。そのため、蔵書点検とは別に、リサイクル等処置の前に点検期間を設け、一般、参考、郷土、児童、選書等各担当の司書による最終点検を実施したうえで、1冊ずつデータを確認しながら状態を確認し、除籍作業を行って処理が漏れてしまうことがないよう事務を進めることとした。
措置時期	平成27年10月28日
所管部課	図書館部中央図書館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部文化財課 (2)文化財保護普及事業について ①埋蔵文化財調査事業について
提案事項	【意見】日常的モニタリングの実施体制について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	委託業者の現場作業に対しては、嘱託員3人が日々の監視活動を行い、再任用職員1人が必要に応じて監視活動を行っている。 嘱託員は1年契約であり、職員に比べて退職の可能性が高い。また、平成25年度からは2人体制となっている。さらには、現状で考古学の専門知識と経験を十分に備え持っている職員は、現場作業の監視活動を担当している再任用職員1人のみであり、平成27年度で定年退職となる予定である。 専門知識と経験豊富な職員の養成を早急に行ったうえで、現状の嘱託員中心の現場作業の監視活動体制を見直し、職員が中心となる現場作業の監視活動体制を構築することが望まれる。
措置内容	平成27年度より、埋蔵文化財調査事業にあたる職員として、埋蔵文化財に関する専門知識及び経験を有し、実務経験が2年以上ある任期付職員の学芸員(考古学専攻)を1名配置した。 それにより、嘱託員中心から、職員が中心となる現場作業の監視活動体制を構築し始めている。 また、再任用職員の定年退職を見据え、再任用職員1名・嘱託員2名と当初から現場での発掘調査にあたることで、専門知識と豊富な経験を兼ね備えた職員の早急な養成を行っている。
措置時期	平成27年4月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部文化財課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (1) こども科学館の管理運営事業について ①こども科学館の運営について
提案事項	【意見1】こども科学館基本計画のPDCAサイクルの運用状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	「こども科学館基本計画」の「2. (2)⑥事業評価制度の導入」において、以下のような記述がある。 『科学館の事業や事務処理については、常に自己点検を実施しながら、改善を図ります。 特に、事業の推進に当たっては、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のマネジメントを実施するとともに、効果的な事業の実施を図るために、事業評価制度を導入します。そして、評価の客観性と透明性を確保するために、事業評価については八王子市博物館協議会が行います。』しかし、基本計画に記載された項目と、施設評価において設定された項目を比較した際に、基本計画に記載されているが施設評価において明示的に記載されていない評価項目が散見された。 そのような項目についても、施設評価の項目として盛り込み、基本計画の趣旨に沿った網羅的なPDCAサイクルを運用することが望まれる。
措置内容	毎年度実施している「施設評価」の自己評価様式について、平成25年度から、その他の項目として「こども科学館基本方針・基本計画」に掲げる8項目を加えて作成し、基本方針・基本計画に基づいた評価を実施出来る様式を作成した。また、評価にあたっては、自己評価結果を平成26年5月29日開催の博物館協議会において報告し、検討していただいている。 今後も、基本方針・基本計画に基づいた事業推進を実施していく。
措置時期	平成26年5月29日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (1) こども科学館の管理運営事業について ①こども科学館の運営について
提案事項	【意見2】展示物の更新計画について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	こども科学館基本方針・基本計画「2. (2)②展示物の更新について」において、『今後の展示物の更新にあたっては、新たなコンセプトに沿い、今までどおり体験型の展示物を中心に更新計画を策定し、改善を図ります。』という記載がある。しかし、現時点において、基本計画の記載に対応する更新計画は特に策定されていなかった。速やかに、基本計画の趣旨に沿った展示物の更新計画を策定すべきである。
措置内容	平成26年度より展示物の更新計画の策定に着手し、業務委託により平成27年3月に展示物更新基本計画を策定した。当該基本計画においては、平成29年の施設リニューアルに向け、新たな展示物の更新についての方針や、既存の展示物の現況・改修方針を示している。 平成27年6月1日の都市経営戦略会議において報告し承認されており、今後は当該基本計画に基づいて展示物の更新を行っていく。
措置時期	平成27年6月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

	_
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	<ul><li>2. 生涯学習スポーツ部こども科学館</li><li>(1) こども科学館の管理運営事業について</li><li>①こども科学館の運営について</li></ul>
提案事項	【意見3】展示物の一覧管理帳票の作成について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	展示物の更新計画の策定にあたっては、展示物の現状を一覧的に把握できる管理帳票を作成することが望ましい。例えば、展示物ごとにその老朽化の程度や入館者の利用度合い等を取りまとめた一覧表があれば、その一覧表を基礎に今後の展示物の更新計画がより有効かつ効率的に策定できるものと思われる。
措置内容	展示物更新基本計画の策定に当たり、既存の展示物の現況把握を行っており、当該更新基本計画には、展示物の現況や修繕方針が網羅的に示されている。また、当該更新計画の情報を反映させ、展示物の現状を把握できる一覧表を作成した。 所管課においては、これらの資料を参考に、展示物の老朽化の程度を考慮し、更新すべき展示物・引き続き使用する展示物の判断と、その対応時期の検討を行った。
措置時期	平成27年6月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館
	·
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ①修繕業務にかかる見積書について(需用費)
提案事項	【意見2】年に複数回の修繕が行われる展示物について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	展示物の修繕については、展示物ごとに過年度の修繕状況を取りまとめた上で、費用対効果の観点から追加的な修繕内容や修繕金額の是非についても検討するべき時期がきているように思われる。目の前の個別展示物の故障等に速やかに対応する観点だけでなく、展示物の入れ替え(新規購入)も視野に入れた全体的な観点で検討されるべきである。また、修繕をする場合であっても、計画的な修繕を実施することにより、より効率的な修繕作業を行える余地があるものと思われる。
措置内容	展示物の修繕については、来館者の不便をきたさないように、速やかに修繕を行うようにしてきたが、展示物の大規模更新が決定したため、老朽化の程度を考慮し、更新すべき展示物や引き続き使用するものなどの検討を行ったうえで、展示物修繕計画表を作成した。平成28年10月1日からリニューアルのための休館に入るため、今後は9月までの使用期間を勘案しながら随時計画的な修繕を行うこととする。
措置時期	平成27年6月1日
	1. 17 24 77 - 19 WAR - 19 1 AV 24 AP

所管部課 生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	<ul><li>2. 生涯学習スポーツ部こども科学館</li><li>(3) プラネタリウム等運営事業について</li><li>④プラネタリウム番組作成について(委託料)</li></ul>
提案事項	【意見】「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」の記載項目について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	現状の「こども科学館プラネタリウム番組選定資料」の記載項目は、番組に係る 定性情報のみが説明されている点で検討情報に偏りがあるとも言える。予算の枠内 で購入番組を決定している現状を踏まえると、選定資料の中に購入予定金額の項目 を設けた方が、より有意義な番組選定業務が行うことが出来るものと思われる。
措置内容	平成26年12月から投影する番組について、選定資料の中に購入予定金額の項目を 入れて対応した。
措置時期	平成26年10月8日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	2. 指定管理者の種類別状況について
提案項目	2. 指定管理者の種類別状況について
提案事項	【意見】2. 指定管理者の種類別状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	社会福祉協議会は34の学童保育所の管理運営を一括して受けている。優良団体である理由によって更新制度の適用となっているが、複数施設の一括管理についての説明を含め、基本方針にあるように、特命の必要性と効果・効率性を検証し、市民に十分な説明責任を果たすべきである。また、当該団体の今後の役割を考えた場合、今までと同様に多くの学童保育所の管理を委ねることが適切なのかを検証する時期にある。地域団体のNPO法人や民間企業との競争を原点としたサービスの向上を検討する必要がある。平成27年度に当該団体が指定管理者である34施設について選定時期が迫っている。これについての早急な対応が望まれる。
措置内容	当該団体が管理運営を行う施設(34施設)については、平成28年3月31日で協定期間が満了することから、「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」に基づき、公募により指定管理者を選定する。(平成27年7月1日公募開始)
措置時期	平成27年7月1日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 選定基準の開示状況について
提案項目	4. 選定基準の開示状況について
提案事項	【意見】4. 選定基準の開示状況について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	市民にとって指定管理者の選定は、施設の有効な管理運営のためには重要である。そのためにはどのような選定基準及びさらにどのような詳細な評価項目により指定管理者が選定されたかを市民に説明することは必要と考える。担当所管により開示レベルが異なっているのは、市民に対し選定基準のレベルが異なっているかのような印象を与えることになる。従って、指定管理者を選定した判断基準である選定基準及び詳細な評価項目まで開示すべきと考える。
措置内容	「指定管理者制度導入事務の手引き」を改定し、配点割合・合格基準・評価方法 の統一化を図った上で、「各所管における指定管理者候補者の選定結果の公表につ いて(例)」も改定し、評価区分・評価項目を開示するよう統一した。
措置時期	平成27年 5 月 19日
所管部課	行財政改革部行革推進課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 選定のための配点基準について
提案項目	5. 選定のための配点基準について
提案事項	【意見】5. 選定のための配点基準について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	指定管理者の選定結果について総得点、評価項目の配点及び最低基準点などが開示されているが、それらの点数に対する考え方が記載されていないため、市としての評価内容が分かりにくい。施設の特徴により一律にはできないとは思われるが、市民が理解しやすい工夫が望まれる。
措置内容	平成27年5月に「指定管理者制度導入の手引き」を改定し、選定基準について整理した。サービスの向上、施設管理運営の効率化・コスト節減の制度導入目的を踏まえつつ、透明性、公平性(客観性)を確保した選定を実現するため、以下の3点について基準を設定した。 ①配点割合…「価格評価」、「団体の能力評価」、「提案事業の内容評価」の3つの評価区分で、それぞれ50%、25%、25%の割合で配点②合格基準…全ての評価項目において6割。③評価方法…価格評価については提案金額を定量的に評価また、「各所管における指定管理者候補者の選定結果の公表について(例)」も併せて改定し、評価区分・評価項目を開示するよう統一した。
措置時期	平成27年5月19日
所管部課	行財政改革部行革推進課

EL-+	此户城市 4 归市 1- 明 1- 7 古 東 6 古 7 6 14 7 14 - 1 1 1 2
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 指定管理者に対するモニタリングについて
提案項目	(1)担当所管部のモニタリング
提案事項	【意見1】①期中モニタリング( i )
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	担当所管からの改善・指摘事項がある場合の開示状況が担当所管により異なっており、改善がなされたかどうか不明瞭な所管があった。期中モニタリングの目的は、期中において適宜に業務の実施状況を監視し、さらに業務遂行上での課題の早期発見及びその改善策を図ることにある。そのような状況を開示することによって、担当所管が指定管理者の管理運営状況を適切にモニタリングしているかどうかが明らかとなっている。従って、開示する以上は完全に明瞭に記載すべきである。
措置内容	モニタリングガイドラインを第三版として改定したことに伴い、モニタリング シートの改定も併せて行った。業務の履行状況の監視・指導を行いながら、事業計 画への反映が行えるよう、年度内での改善状況が明瞭にわかるよう改善した。
措置時期	平成27年 5 月19日
所管部課	行財政改革部行革推進課

措置時期

所管部課

平成27年5月19日

行財政改革部行革推進課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 指定管理者に対するモニタリングについて
提案項目	(1) 担当所管部のモニタリング
提案事項	【意見2】①期中モニタリング(ii)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	開示するためには情報の完全性・明瞭性そして適時性が必要とされる。しかし、現状における市の期中モニタリングは、多数のモニタリングチェック項目、指定管理者自身による自己評価及び担当所管評価、さらに改善・指摘事項の対応の記載が求められ、これら項目を実施し開示するに至るまではかなりの時間を要すると考えられる。従って、今後モニタリングの方法など効率的な実施方法や開示方法を検討し、迅速な開示が可能となることが望まれる。
措置内容	従来は、期末モニタリング実施後に期中モニタリング結果も併せて公表としていたが、「指定管理者制度導入事務の手引き」の一部改定を行い、モニタリングシートについては、期中モニタリング実施後、都度公表を行うよう規定した。
措置時期	平成27年5月19日
所管部課	行財政改革部行革推進課
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 指定管理者に対するモニタリングについて
提案項目	(1) 担当所管部のモニタリング
提案事項	【意見3】①期中モニタリング(iii)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	施設の特徴やモニタリング項目によっては現状の3段階評価が必ずしも最適ではないことも理解できる。しかし、現状の評価方法の統一性から考えると個別に対応していくことは混乱を招きかねない。従って、個別対応ではなく評価方法全体について検討することが必要ではないだろうか。
措置内容	モニタリングガイドラインを第三版として改定し、併せてモニタリングシートの 改定も行った。定量的な評価項目を設定することを規定し、評価に統一性を持たせ るようにした。また、期中モニタリングと期末モニタリングの評価に連動性を持た せ、施設ごとで評価の差異が見られないよう、評価方法を全体で見直した。

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 指定管理者に対するモニタリングについて
提案項目	(1) 担当所管部のモニタリング
提案事項	【意見1】②期末モニタリング( i )
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	担当所管のモニタリング実施者は企業会計等の専門的知識を持っていないのが現状である。従って、指定管理者の経理的観点からのモニタリングが効果的に行われているかどうか疑問である。よって、その実効性を高めるための手段が必要と考える。 指定管理者の経理業務に対するチェック・検討には専門的な知識が必要であり、今後も担当職員のスキルアップをしていくことが重要である。 更に、モニタリングを強化するために、例えば公認会計士等の専門家を活用するなど、行革推進課と各担当所管が連携し、より効果的かつ効率的なモニタリング制度を共に構築していくことが望まれる。
措置内容	東京税理士会八王子支部の協力を仰ぎ、平成26年度から、学童保育所以外への経理状況調査を順次実施することとし、今後も継続する予定である。また、モニタリング精度向上のため、指定管理者制度導入所管課職員対象に、税理士・公認会計士による指定管理者制度実務者研修会を平成26年度から開始し、平成27年度においても実施した。
措置時期	平成27年6月25日
所管部課	行財政改革部行革推進課
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査テーマ監査項目	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 6. 指定管理者に対するモニタリングについて
監査テーマ 監査項目 提案項目	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 6. 指定管理者に対するモニタリングについて (1) 担当所管部のモニタリング
監査テーマ 監査項目 提案項目 提案事項	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 6. 指定管理者に対するモニタリングについて (1) 担当所管部のモニタリング 【意見2】②期末モニタリング(ii)
監査テーマ 監査項目 提案項目	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 6. 指定管理者に対するモニタリングについて (1) 担当所管部のモニタリング
監査テーマ 監査項目 提案項目 提案事項	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について 6. 指定管理者に対するモニタリングについて (1) 担当所管部のモニタリング 【意見2】②期末モニタリング(ii)
<ul><li>監査テーマ</li><li>監査項目</li><li>提案項目</li><li>提案事項</li><li>区 分</li><li>提案内容</li></ul>	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について  6. 指定管理者に対するモニタリングについて  (1) 担当所管部のモニタリング  【意見2】②期末モニタリング(ii)  □ 指摘 ☑ 意見  期末モニタリングにおいて施設の目標や計画の達成状況について3段階評価となっており、期中モニタリングの評価基準と同様である。期末モニタリング評価項目と期中モニタリング評価項目は同一ではないが、期中モニタリング評価項目と期末モニタリング評価でではないが、期中モニタリング評価に反映されるべきものと考える。また、それぞれの評価結果は期末モニタリング評価に反映されるべきものと考える。また、それぞれの評価結果を合理的に説明する必要がある。今後、効果・効率的なモニタリングの実施方法と
<ul><li>監査テーマ</li><li>監査項目</li><li>提案項目</li><li>提案事項</li><li>区 分</li><li>提案内容 (概要)</li></ul>	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について  6. 指定管理者に対するモニタリングについて  (1) 担当所管部のモニタリング  【意見2】②期末モニタリング(ii)  □ 指摘 ☑ 意見  期末モニタリングにおいて施設の目標や計画の達成状況について3段階評価となっており、期中モニタリングの評価基準と同様である。期末モニタリング評価項目と期中モニタリング評価に反映されるべきものと考える。また、それぞれの評価結果を合理的に説明する必要がある。今後、効果・効率的なモニタリングの実施方法と共に評価方法についても検討するよう望まれる。  モニタリングガイドラインを第三版として改定し、期中・期末・期末総合の評価に連動性を持たせ、施設ごとで異なった評価基準とならないよう、評価方法を統一した。期中モニタリングは、要求水準に基づく運営状況を評価し、期末モニタリングは、運営により創出された成果を要求水準に照らして評価するものとする。期末モニタリングの評価方法は、期中モニタリング語報表できない内容の評価にあっては年度事業計画書に基づく評中モニタリングでは確認できない内容の評価にあっては年度事業計画書に基づく評

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部 【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
提案項目	(2)指定管理者制度の概要
提案事項	【意見2】指定管理者の収支について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	指定管理業務について、すべての施設において過去から継続して収支差額がほとんどない。しかし、近年の経済環境が変化している状況下において、支出行為が何の制約もなしに計画通りに実行されることは考えにくい。 指定管理者が実態調整を行ったうえで収支報告を行っているのであれば、収支差額をなくすことは可能だが、一方で指定管理者と市との間で協定額についての協議を行う機会を喪失していることになるため、定期的に協議を実施することが必要である。 適正な協定額の把握と、それに基づいた適正な指定管理業務の運営を行うためにも、指定管理者は独断で実態調整を行うべきではなく、市は収支報告を鵜呑みにせず、指定管理者がそのような行為を行っている可能性について疑義を持つべきである。
措置内容	収支状況の確認について、指定管理者の独断とならないよう、モニタリングシートを見直し、収支計画の執行状況の項目を設け、期中及び期末モニタリングで監視する体制を構築した。今後もモニタリングにおいて、収支報告書の記載内容をチェックしていく。
措置時期	平成27年7月28日
所管部課	まちなみ整備部公園課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部 【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
提案項目	(4)モニタリングの状況
提案事項	【意見6】共同事業体の潜在的なリスクについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	監査対象となったすべての公園は、共同事業体によって指定管理業務を行っている。そのため、指定管理者が行う業務は、構成団体ないしは緊密な団体を利用しているものが多い。 指定管理者が共同事業体の場合、単独の場合に比べて、支出に関して不正の機会の範囲が拡大している。 公園課担当者は、期末モニタリングにおいて、会計帳簿や収支計画と実績の比較を行っているものの、現状のモニタリングで指定管理者の収支差額がないことが合理的な結果であると結論づけるには不十分である。 現状のモニタリング体制の中でも、収支差額に関する調査項目を設け、指定管理者に対して調査の姿勢を示せば、上記のような不正に関する一定の牽制機能を発揮することは可能である。従って、共同事業体における特有のリスク項目を把握し効果・効率的なモニタリングを実施すべきである。
措置内容	共同事業体へのモニタリングについて、モニタリングシートを見直し、収支計画の執行状況の項目を設け、期中及び期末モニタリングで監視する体制を構築した。また、期末モニタリングにおける帳簿チェック時に確認すべき事項をまとめたチェックリストを作成し、構成団体への分配状況(人件費・収支計画との整合性)について確認を行うこととした。
措置時期	平成27年7月28日
所管部課	まちなみ整備部公園課
F/	
監査アーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部 【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
提案項目	(4)モニタリングの状況
提案事項	【意見9】金庫の管理について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	金庫管理者の金庫における指定管理者の金銭等と私物の混同については、金庫管理者が指定管理者の金銭等を私物化するリスクや所在不明の金銭等を残す温床となる。また、拾得物については、金銭の多寡にかかわらず、迅速かつ適切な対応が必要であり、長期間保管してはならない。 所管課は、指定管理者に対し、適切な金銭管理を行うよう指導を徹底すべきであり、モニタリングにおいては、指定管理者の金庫内についても調査すべきである。
措置内容	金庫の点検について、新たに「都市公園指定管理者 金庫管理チェックシート」 を作成し、期中モニタリングの際に金庫の管理が適正に行われていることを確認出 来る仕組みとした。
措置時期	平成26年12月24日

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【障害者療育センター(障害者福祉課)】
提案項目	(4) モニタリングの状況
提案事項	【意見1】期中モニタリングシート項目の記載について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	障害者療育センターに関する期中モニタリングは、公表されている項目に限らず、利用者サービス向上等の視点からより多くのモニタリングを実施している。 そのため、画一的な記載や毎年同じ記載ではなく、前年度の期末モニタリングの結果や年度事業計画等に基づき、指定管理者が適切に管理運営を行っているか確認することが必要であり、モニタリング結果を全て公表することで、モニタリングの実効性を向上させることにつながる。
措置内容	モニタリングの実施項目について、平成26年12月分モニタリング時(モニタリング実施月…平成27年1月)から、従前の5項目から、利用者の安全配慮や人材育成の項目4項目を増やし、合計9項目でのモニタリングを実施し対応した。なお、これらモニタリング実施結果については、期末モニタリングの結果とあわせて7月に公表した。
措置時期	平成27年7月3日
所管部課	福祉部障害者福祉課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【障害者療育センター(障害者福祉課)】
提案項目	(4) モニタリングの状況
提案事項	【意見2】更新制度に係る第三者による評価実施の規定について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	障害者療育センターは、更新制度を導入している。そのため、「基本方針その2」における、「指定管理者の管理運営の状況に関して、第三者による評価」を受ける必要がある。しかし、募集要項または基本協定書において、管理運営についての第三者評価について記載が見られない。また、評価の頻度も定められていない。更新制度を適用する前提として第三者による評価を受けることは極めて重要な項目である。市にとっても指定管理者にとっても重要な項目であり、募集要項及び基本協定書に、第三者による評価について規定する必要がある。
措置内容	第三者による評価実施の記載については、現在の基本協定書を平成26年12月17日 付協議書により変更協議し、平成26年12月26日付承諾書にて追記し対応した。
措置時期	平成26年12月26日
所管部課	福祉部障害者福祉課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【心身障害者福祉センター(障害者福祉課)】
提案項目	(3)選定の過程
提案事項	【意見】募集時における業務内容の記載について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	指定管理者の募集において業務内容の範囲を提示し、その範囲の中で指定管理者が創意工夫を凝らしてサービス向上を目指すことが重要である。しかし、業務内容について時間等まで含めて規定した場合、応募者が創意工夫を凝らすことが極めて限定的となる。利用者が求めていることは重要であるが、応募者が検討した上でより効果的な業務を提供することが適切である。したがって、指定管理者募集時には業務内容を詳細には規定せず、指定管理者決定以降に詳細な業務内容を基本協定書や年度協定書で規定することで十分足りる。
措置内容	募集時における業務内容の記載については、平成27年度の募集から、業務内容を詳細には規定せず、指定管理者の自由度を拡大できる募集要項とした。なお、このような改善を図ることで、指定管理者決定に際し、本市としての明確な基準がなくなることから、選定において、内容について満たすべき基準(事業種別毎に事業数を設定)を新たに設け対応した。
措置時期	平成27年7月15日
所管部課	福祉部障害者福祉課
F14	
	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
提案項目	(2)業務の範囲
提案事項	【意見1】利用者の満足度調査の実施主体について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	基本協定書において指定管理者が利用者の満足度調査を実施する旨の規定があるが、第三者評価機関による実施を行っている実態が見受けられる。その結果、基本協定書の規定内容と実態に相違が生じているものと思われる。 従って、そのような相違を解消するために、基本協定書の記載内容の変更(利用者満足度調査を第三者に委託できる旨の規定)、又は自ら「利用者の満足度調査」を行うことを周知徹底することが望まれる。
措置内容	利用者満足度調査を第三者に委託できる旨の規定を基本協定書に明記した。
措置時期	平成27年4月1日
所管部課	子ども家庭部保育幼稚園課

措置時期 平成27年9月16日

所管部課 子ども家庭部保育幼稚園課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
提案項目	(3)選定過程
提案事項	【意見2】評価項目における第三者による評価及び利用者満足度調査の取扱いについて
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	指定管理者を選定・更新する際の評価項目のひとつに、「第三者評価を取り入れようとしているか」という項目があるが、保育園において第三者による評価は必須であることから、むしろ第三者による評価の結果を指定管理業務の改善に繋げる体制こそが、指定管理者を選定・更新する際の評価のポイントであるべきだと思われる。 従って、そのような評価結果を改善に繋げる体制を強調するような評価項目を設定することにより、より実効性のある評価が実施できるものと思われる。 また、合わせて利用者満足度調査についても、同様に調査結果を改善に繋げる体制を強調するような評価項目を設定することを検討されたい。
措置内容	「第三者評価及び利用者満足度調査の結果を業務改善につなげる取組がなされているか」を評価基準に加え、平成27年9月16日に実施した評価会議において、評価を実施した。
措置時期	平成27年9月16日
所管部課	子ども家庭部保育幼稚園課
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
提案項目	(3)選定過程
提案事項	【意見3】評価項目における職員確保の継続性の取扱いについて
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	基本協定書には、職員配置に関する条項として「職員を安定・継続的に直接雇用する(略)」旨の規定がある。 職員確保の継続は、保育園運営を行う指定管理者に対して求められる重要な事項のひとつであると思われる。 しかしながら現状の評価項目には、直接的に職員確保の継続性を評価する項目がない。従って、直接的に職員確保の継続性を評価する項目を設定することが、より実効性のある評価を実施することに資するものと思われる。
措置内容	「保育の継続性を維持するため、職員を定期的・継続的に雇用しているか」を評価基準に加え、平成27年9月16日に実施した評価会議において、評価を実施した。また、26年度期末モニタリング項目においても提案内容を反映した評価項目を追加した。

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
提案項目	(4) 指定管理者の費目分析
提案事項	【意見4】人件費に係る指定管理者間の比較分析について
区分	指摘 ② 意見
提案内容(概要)	基本的に指定管理者がそれぞれ独自に定めている給与規程に基づき人件費が発生しているため、指定管理者ごとに人件費の差が生じている。また、保育園によって、比較的単価が高いベテランの保育士と、比較的単価の低い若手の保育士の在職比率が異なるため、人件費の発生水準は必然的に異なってくる。 各保育園が提供するサービスの品質管理の観点からも、各指定管理者に関する情報を横並びに比較する当該差異分析については定期的に実施し、必要に応じて指定管理者の人事施策等の助言を行えるような仕組みはあっても良いものと考える。その前提として、人件費単価等の関連情報を各指定管理者横並びで比較できるような管理資料の作成が必要であると考える。
措置内容	平成26年度決算資料に基づき、指定管理者の人件費を横並びで比較できる資料を 作成し分析した。今後、効果的な施設運営に向けた研究を行い、指定管理料の積算 等に反映していく。
措置時期	平成27年6月5日
所管部課	子ども家庭部保育幼稚園課
欧木ニュラ	七字符冊   李知   中子   東米 の 東次 の 執行   に の い ブ
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】 (5) モニタリングの状況
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】 (5) モニタリングの状況
監査項目 提案項目 提案事項	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】 (5)モニタリングの状況 【意見5】基本協定書における事業評価の頻度の明確化について
監査項目 提案項目 提案事項 区 分	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】 (5) モニタリングの状況 【意見5】基本協定書における事業評価の頻度の明確化について  「指摘」「意見  福祉サービス第三者評価が行う事業評価に関して、基本協定書に明確な頻度等の規定がないため、各指定管理者間において実際の運用実績が不整合な状況である。事業評価の頻度は多い方が業務運営管理の観点からは望ましいと考えられるが、一方で事業評価頻度の増加に比例して管理コストも増加する。コスト・ベネフィットの観点から市が望む事業評価の頻度に関する統一的な方針を検討した上で、各指定管理者間で整合的な運用を行うことが出来るように、事業評価を行う頻度につい
監査項目 提案項目 提案事項 区 分 提案内容 (概要)	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】 (5) モニタリングの状況 【意見5】基本協定書における事業評価の頻度の明確化について

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	5. 子ども家庭部【保育園(保育幼稚園課)】
提案項目	(5)モニタリングの状況
提案事項	【意見6】申出書及び報告書のひな型の作成について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	指定管理者から所管課へ提出される申出書については、各指定管理者によって申請フォームがバラバラである。その理由は、所管課の方から申出書のフォームを指定管理者に対して提示していないことにある。 所管課においてより効果・効率的なチェックを行う観点から、申出書のなかで相見積りの根拠となる各業者からの見積金額が一覧的に記載されている様式に統一し、各指定管理者から提出を受ける体制を構築することが望まれる。また、報告書についても相見積りの見積書が再度添付されている実務も見受けられるが、そのような情報は不要であると考えられるため、簡略的なフォームに統一し運用することも望まれる。
措置内容	備品購入・工事実施に係る申出書を統一するとともに、見積金額が一覧できる様式に統一するほか、報告書については、見積書の添付を要請する文言を削除して簡略的な様式に統一し、指定管理者から提出を受ける体制を構築した。
措置時期	平成26年11月21日
所管部課	子ども家庭部保育幼稚園課

E/	
監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所(児童青少年課)】
提案項目	(4)モニタリングの状況
提案事項	【意見1】収支計画の前年度協定額の記載について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	現状のフォームでは該当年度の計画金額と説明欄が設定されているが、各項目に対応する前年度協定額欄を設けることで、より有意義な収支計画の検討や分析を行うことが期待できるものと思われる。前年度協定額をベースに、在籍児童数の推移や指導員の異動状況、又は非経常的な要因の有無等も加味し分析することで、収支計画金額の妥当性の確認がより有意義に実施できるものと思われる。前年度協定額と収支計画金額を一覧化しておくことが、効率的なモニタリングにも資すると思われるため、収支計画に前年度協定額の欄を追加することが望ましいと考える。
措置内容	平成27年度年度事業計画書の「収支計画(総括表・施設別)」に「平成25年度実績額」、「平成26年度協定額」の欄を設け、前年度等の比較が行えるよう様式を変更した。
措置時期	平成27年1月15日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	2. 産業振興部 【農村環境改善センター(農林課)】
提案項目	(1) 今後の施設のあり方について
提案事項	【意見2】市民の利用機会の均等性の確保について(①)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	①市民への積極的な情報発信の必要性について 当該施設を無料で全市民が利用できるという事実について、条例にその旨が規定 されているものの、ホームページには施設の詳細や利用料金が無料であることは記 載されていない。また、特定の地域住民や農業者のみが利用可能である旨の記載で あるため、地域住民をはじめとした幅広い市民が利用可能の対象であることが示さ れていない。 他の施設に比べて著しく有利な条件(無料)で特定の施設を使用に供すのであれ ば、行政としては最低限全市民が等しく利用機会を得られるよう配慮する必要があ り、より積極的に情報を公開しなければならない。 現状のIT環境において、施設の詳細やその写真、利用料金(無料である)、申 込方法、そして全市民が利用可能であること、をネット上で発信することは容易で ある。早急に市民間の情報の不均衡を解消する必要がある。
措置内容	農村環境改善センターのホームページで、利用できる方や利用料金、施設概要に関する説明を追記した。
措置時期	平成27年6月30日
所管部課	産業振興部農林課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 福祉部【高齢者在宅サービスセンター(高齢者いきいき課)】
提案項目	(1)利用者満足度調査について
提案事項	【意見1】利用者満足度調査の実施状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	所管課は、各在宅サービスセンターについて指定管理者を通して利用者満足度調査を実施し、低い評価を受けた事項及び利用者の意見への対応を行っている。利用者の意見等に適切に対応するためには、利用者満足度調査方法が十分であることが前提となるが、回答率が低い施設が見られる。 このような状況では利用者満足度を適切に測れているか疑問が残る。すなわち、回答していない利用者に不満が多く、それが反映されていない可能性がある。しかし、回答率が高い施設もある。これらの施設が実施したアンケート方法等をヒアリングし回答率が低い施設でも実施可能かどうか検討し、有効回答率を上げることが必要である。これを踏まえて、利用者の満足度(低い評価や意見)に対して適切に対処されたい。
措置内容	利用者満足度調査の回答率が高かった施設から聞き取りを行い、平成26年度利用者満足度調査(平成26年12月)実施の際、指定管理者へ調査票の回収について、利用者への声掛けを行うなどの配慮を依頼した。 調査の結果、回答率が低かった2施設で、62.73%から71.29%(長沼)78.01%から98.26%(長房)と回答率の上昇がみられた。 平成26年度期末(平成27年6月実施)モニタリングにおいて、調査票の回収についての声掛けや、調査票の記入の手助けなどの対応をしていたことが、共通して各指定管理者より聞き取れた。 調査実施時の指定管理者の対応が、回答率上昇につながったと考えられるため、今後も継続して取り組みを進める。 また、同モニタリングにおいて、各指定管理者とも調査であげられた意見について改善や検討を行い、満足度のさらなる向上に努める姿勢が確認できた。
措置時期	平成27年 6 月29日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部 【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園(公園課)】
提案項目	(4)モニタリングの状況
提案事項	【意見10】稼働率の目標値設定について(戸吹スポーツ公園)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	指定管理者には適時かつ適切な予実分析とそれに基づいた目標値の設定が求められる。
措置内容	平成23年度は設立・供用開始年であり、施設の設置概念による想定値を目標値としていたため、使用実績との乖離が生じていた。運営が軌道にのった平成24年度の使用実績(平成25年に実施した期末モニタリング)から、目標値の見直しを実施したところである。 平成27年度についても、前年度の実績値に基づき次年度事業計画書における目標値設定が適切であるか分析を行い、目標値を決定した。
措置時期	平成27年5月2日
所管部課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課